

自動車保険



重要事項のご説明 <株式会社 IDOM>

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】 <ワンデーサポーター>

- ここでは、ワンデーサポーター（24時間単位型自動車運転者保険）に関する重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を説明しています。ご契約前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- 本商品は、借りるお車の運転中に生じた事故を補償する24時間単位の自動車保険です。お客さまが自ら所有・使用されるお車やレンタカー等のご契約は、取扱いが異なりますので、取扱代理店または当社までお問合わせください。
- 本ご説明は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「普通保険約款・特約」に記載していますので、必要に応じてご参照ください。
- ・本商品は、借りるお車を運転する都度お申込みいただく24時間単位の自動車保険です。申込手続きを失念された場合には補償できませんのでご注意ください。
- ・本商品は、車検切れのお車、登録を抹消しているお車、実在していないお車および運転する予定のないお車でお申込みはできません。後日、本商品にお申し込みができないお車でお申込みしていた事実が判明した場合には、契約を取り消すことがあります。この場合、24時間自動車保険無事故割引の適用にあたっては、ご契約回数として取り扱いません。
- （注）ご契約内容や募集状況等の確認のため、後日、取扱代理店、当社または当社委託会社の担当者から、お客さまや借りるお車の所有者等に対して直接確認をすることがあります。
- 記名被保険者・指定被保険者の方にもここに記載の内容をお伝えください。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項	注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項
------	----------------------	--------	---------------------------------------

主な用語	ご説明
被保険者	保険契約により補償の対象となる方
記名被保険者	都道府県の公安委員会が交付する日本国内で有効な運転免許証（仮運転免許証や国際運転免許証を除きます）を有する方で、保険申込書兼通知書の「記名被保険者」欄に記載の被保険者
指定被保険者	保険申込書兼通知書の「指定被保険者」欄に記載の被保険者
配偶者	婚姻の届出を行った配偶者に限らず、内縁（法律上の婚姻関係が提出されていない事実上の婚姻関係にある夫または妻）を含む
借りるお車	記名被保険者および指定被保険者がいずれもその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、その用途車種が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車・自家用軽四輪乗用車・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）・自家用小型貨物車・自家用軽四輪貨物車・特種用途自動車（キャンピング車）で保険申込書兼通知書の「ご契約のお車」欄に記載の自動車 ただし、次のいずれかに該当する自動車を除く ① 次のいずれかに該当する方が所有する自動車（※） ア. 記名被保険者またはその配偶者 イ. 指定被保険者またはその配偶者。ただし、その指定被保険者が運転している場合に限る ウ. 法人 ② レンタカー （※）所有権留保条項付売買契約により購入した自動車や1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含む
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は、下記にご連絡ください。

【引受保険会社】

**あいおいニッセイ同和損害保険株式会社**  
**東京中央支店広域モーター開発室**

**03-3242-7332（有料）**

※受付時間：平日9：00～17：00

【取扱代理店】

**株式会社IDOM**

**047-301-0549（有料）**

※受付時間：平日10：00～17：00

事故・故障が発生した場合はただちに下記にご連絡ください。

**あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター**  
**0120-504-638（無料）**

※受付時間〔24時間365日〕 ※おかけ間違いにご注意ください。

※IP電話からは、0276-90-8092（有料）におかけください。

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）**

**【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808**

※受付時間〔平日9：15～17：00（土・日・祝日および年末年始を除きます）〕

※携帯電話からも利用できます。※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/>

# I. 契約締結前におけるご確認事項

## 1 商品の仕組み

契約概要

注意喚起情報

(1) ワンデーサポーターは、「相手への賠償」・「おケガの補償」・「お車の補償」・「その他の補償」から構成されています。

相手への賠償		・対人賠償責任保険 ・対物賠償責任保険 ・対物超過修理費用特約
おケガの補償		・自損傷害保険 ・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 ・搭乗者傷害(入通院／一時金)特約
お車の補償		・車両復旧費用保険
その他の補償		・運搬・搬送費用特約 ・事故・故障付随費用特約

(2) 借りるお車に他の自動車保険等（以下「他の契約等」といいます）が契約されている場合や、借りるお車を運転する方またはそのご家族が契約している他の自動車保険があるとき（※）は、ワンデーサポーターに加入しなくても借りるお車の事故が補償の対象となることがあります。

① 他の契約等が契約されている場合

ア. 以下の補償・特約については、本商品および他の特約等のいずれからも補償されますが、本商品か他の契約等のいずれか一方からしか保険金や共済金が支払われないことがあります。

・対人賠償責任保険	・対物賠償責任保険	・対物超過修理費用特約	・自損傷害保険
・車両復旧費用保険	・運搬・搬送費用特約	・事故・故障付随費用特約	

イ. 以下の特約については、他の契約等の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	・搭乗者傷害(入通院／一時金)特約
-------------------	-------------------

② 他車運転特約等で補償される場合

ア. 以下の補償・特約については、本商品および他車運転特約等のいずれからも補償されますが、本商品か他車運転特約等のいずれか一方からしか保険金や共済金が支払われないことがあります。

・対人賠償責任保険	・対物賠償責任保険	・対物超過修理費用特約	・自損傷害保険
・車両復旧費用保険	・運搬・搬送費用特約	・事故・故障付随費用特約	

イ. 以下の特約については、他車運転特約等の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

・搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約	・搭乗者傷害(入通院／一時金)特約
-------------------	-------------------

(※) 借りるお車を運転する方またはそのご家族が契約している自動車保険には、その自動車保険の記名被保険者やそのご家族が借りたお車を運転中の事故でも、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いする他車運転特約がセットされている場合があります。詳しくは各保険会社等にお問合わせください。

## 2 補償内容等

(1) 補償内容（詳細は、普通保険約款の各条項および各特約をご参照ください）

契約概要

注意喚起情報

● 保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。

すべての補償項目において保険金をお支払いできない主な場合	・地震・噴火、これらによる津波によって生じた損害・傷害 ・借りるお車を競技もしくは曲技（これらのための練習を含みます）のために使用すること、または、 <u>それらのいずれかを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害・傷害</u>
------------------------------	--

補償項目		お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
相手への賠償	対人賠償責任保険	借りるお車の運転に起因する自動車事故により、他人を死傷させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします（※）。 （※）自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金をお支払いします。	・保険契約者、記名被保険者、指定被保険者の故意によって生じた損害 ・台風、洪水、高潮によって生じた損害 ・被保険者の父母、配偶者もしくは子等が死傷された場合、またはそれらの方が所有、使用または管理する財物の損害
	対物賠償責任保険	借りるお車の運転に起因する自動車事故により、他人の財物を損壊させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。危険物を業務として積載する場合や航空機との対物事故の限度額については、「普通保険約款・特約」をご参照ください。	等

補償項目		お支払いする主な場合	お支払いできない主な場合
相手への賠償	対物超過修理費用特約	借りるお車の対物事故による相手自動車の実際の修理費が、相手自動車の時価額を上回った場合に、修理費と時価額の差額に責任割合（※）を乗じた金額をお支払いします（50万円限度）。 （※）「責任割合」とは、交通事故が起きた原因について双方の責任の割合を数値化したものをいいます。	・対物賠償保険金をお支払いできない場合
	自損傷害保険	借りるお車の自動車事故により、被保険者が死傷した場合で、自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合に、保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者の故意または重大な過失によって、その本人に生じた損害</li> <li>記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に、その本人に生じた損害</li> </ul> 等
	搭乗者傷害（死亡・後遺障害）特約	借りるお車の自動車事故により、借りるお車に乗車中の方が死亡または後遺障害を被った場合に、保険金をお支払いします。	
搭乗者傷害（入通院／一時金）特約	借りるお車の自動車事故により、借りるお車に乗車中の方が傷害を被った場合に、治療日数や傷害の部位・症状に応じて、一時金をお支払いします。		
お車の補償	車両復旧費用保険	借りるお車を運転中（※）の衝突、接触等の事故により、借りるお車が損害を被り、修理した場合に、その修理費について300万円を限度に保険金をお支払いします。また、借りるお車を修理せずに代替自動車を購入した場合には、①修理費 ②代替自動車の購入費用 ③借りるお車の時価額 のいずれか低い額を、300万円限度にお支払いします。 ただし、いずれの場合もお客さまが自己負担する金額（免責金額15万円）がありますので、ご注意ください。 （※）運転中には、駐車または停車を含みません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者、記名被保険者、指定被保険者または借りるお車の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害</li> <li>盗難やいたずらによって生じた損害</li> <li>欠陥・摩滅・腐しよく・さび・その他自然消耗による損害、故障損害</li> <li>タイヤ（チューブを含みます）のみの損害（火災による損害は除きます）や借りるお車に定着されていない付属品のみの損害（火災による損害は除きます）</li> <li>法令により禁止されている改造を行った部分品または付属品に生じた損害</li> </ul> 等
	運搬・搬送費用特約	借りるお車を運転中（※）の自動車事故、故障等により、自力走行不能となった場合（走行不能事故）に、修理工場等までのレッカー牽（けん）引・搬送料金、クレーン等作業料金、有料道路料金等の運搬・搬送費用をお支払いします。1回の走行不能事故について、30万円がお支払いの限度となります。 （※）運転中には、駐車または停車を含みません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険契約者、被保険者または借りるお車の所有者の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>記名被保険者または指定被保険者が無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれのある状態で運転している場合に生じた損害</li> <li>借りるお車の走行不能の発生原因が、キーの紛失、燃料の不足または費消（電欠等を除く）等の場合</li> <li>積雪、降雨、降雪または融雪等による一時的な水たまり、ぬかるみ等を直接の原因とする借りるお車の走行不能によって被保険者が被る損害</li> </ul> 等
事故・故障付随費用特約	借りるお車を運転中（※）の自動車事故、故障等により、自力走行不能となり、修理工場等までレッカー牽（けん）引・搬送された場合（運搬・搬送費用特約の保険金がお支払いの対象となる場合に限り）に、以下の保険金をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           ①臨時宿泊費用保険金      ③搬送費用保険金            ②臨時帰宅・移動費用保険金   ④引取費用保険金         </div> （※）運転中には、駐車または停車を含みません。	<事故・故障付随費用特約のみ> ・借りるお車が日常保管されている車庫、駐車場等において発生した走行不能事故によって被保険者が被る損害	

（注）上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者はそれぞれの補償ごとに異なります。

## (2) 保険金額の設定

契約概要

保険金額は、あらかじめ定まっています。実際に契約していただく保険金額は、株式会社 IDOMが運営するアプリ内の「保険の内容について」画面や普通保険約款・特約でご確認ください。

### (3) 免責金額

注意喚起情報

車両復旧費用保険にはお客さまが自己負担する金額（免責金額）が15万円あります（他の補償・特約には免責金額はありません）。

### (4) 主な特約

契約概要

ご希望によりセットすることができる特約はありません。自動でセットされる主な特約の概要については、2 補償内容等（1）補償内容をご参照ください。

### (5) ロードアシスタンスサービス

ロードアシスタンスサービス（レッカー現場急行サービス・クイック修理サービス）を提供します。ただし、天災等によりサービスの提供ができない場合がありますのでご注意ください。

詳細は、「普通保険約款・特約」または「ロードアシスタンスサービスご利用規約（24時間単位型自動車運転者保険用）」をご参照ください。

#### ●レッカー現場急行サポート

借りのお車が事故または故障・トラブルにより自力走行不能となった場合に、出勤業者を手配し、現場から修理工場等までのレッカー牽（けん）引・搬送や、落輪等の際の路面の引き戻し作業等を行います。なお、これらにかかる費用は「運搬・搬送費用特約」で保険金額を限度に補償します。

#### ●クイック修理サービス

借りのお車が以下の故障・トラブル等により自力走行不能となった場合に、現場で30分以内の応急作業を無料で行います。

- |                    |                         |                      |
|--------------------|-------------------------|----------------------|
| ・バッテリー上がり（ジャンピング等） | ・ガス欠                    | ・その他（30分以内の現場での応急作業） |
| ・タイヤのパンク（スペアタイヤ交換） | ・キーの閉じ込み、盗難または紛失（ドアの開錠） |                      |

### (6) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

#### ●保険期間 : 24時間

なお、実際に契約していただく保険期間は、株式会社 IDOMが運営するアプリにおいてカーシェアの予約完了後にお送りするメッセージでご確認ください。

#### ●補償の開始：株式会社 IDOMが運営するアプリ内の「予約リクエスト」画面で設定していただいた出発日時（始期日時）

#### ●補償の終了：始期日時から24時間後の最初の整数時（満期日時）

（例）始期日時：11月4日12時45分⇒満期日時：11月5日13時00分

1回の申込み手続きで最大7日間のお申込みが可能です。

なお、保険期間24時間（1日）、借りのお車1台につき、1つの証券番号が付与され、その件数をご契約回数となります。

## 3 保険料の決定の仕組みと払込方法 等

### (1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料は、以下のとおり、「保険料の割引制度」・「指定被保険者の人数」により決定します。

保険料の割引制度	ご契約条件によって、以下の割引を適用します。		
	●2回目から割引 同一の保険契約者のワンデーサポーターのご契約回数が2回目以降となった場合に保険料を割引きます。ただし、割引を適用するワンデーサポーターのご利用開始日（始期日）が、前回申し込んだワンデーサポーターのご利用開始日（始期日）から3年以内にある場合に限りま。		
	●2人目から割引 指定被保険者を設定した場合に保険料を割引きます。		

保険料の割引制度		指定被保険者	保険料
2回目から割引	2人目から割引		
適用なし	適用なし	—	1,500円
	適用あり	1人	2,940円
		2人	4,380円
		3人	5,820円
適用あり	適用なし	—	1,440円
	適用あり	1人	2,880円
		2人	4,320円
		3人	5,760円

## (2) 保険料の払込方法

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

ご契約の保険料は、保険契約者である株式会社 IDOMが保険契約の始期日の翌月末日までに請求書払にて払込んでいただけます。

## (3) 保険料の払込猶予期間の取扱い

[注意喚起情報](#)

保険料は保険料払込期日までに払い込んでいただけます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできない場合があります。また原則として、ご契約を解除します。

## (4) 満期返戻金・契約者配当金

[契約概要](#)

本商品には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

# II. 契約締結時におけるご注意事項

## 1 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

[注意喚起情報](#)

告知義務とは、ご契約時に告知事項（危険に関する重要な事項として当社が告知を求める項目）について、事実を正確に知らせる義務のことです。本商品には告知義務はありません。

## 2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等について）

[注意喚起情報](#)

本商品は、ご契約のお申込みの撤回等（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

# III. 契約締結後におけるご注意事項

## 1 通知義務等（ご契約後にご連絡いただく事項）

[注意喚起情報](#)

通知義務とは、当社が定める事実が発生した場合に、その旨を知らせる義務のことです。本商品には通知義務はありません。

## 2 解約と解約返れい金

[契約概要](#)[注意喚起情報](#)

本商品は24時間単位の契約のため、ご利用開始日時（始期日時）以降に解約した場合、解約返れい金はありません。ご契約を取り消すときは、ご利用開始日時（始期日時）までにご契約の取扱代理店または当社にお申出ください。

# その他、留意していただきたいこと

## 1 事故が起こった場合

事故が起こった場合、ただちに当社にご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

また、次の場合は必ず事前に当社にご相談ください。

- 事故にあった借りるお車を修理する場合
- 相手の方と示談する場合

なお、保険金の請求を行うときは、普通保険約款・特約に定める保険金請求に必要な書類の他、「普通保険約款・特約」の「保険金のご請求時に提出していただく書類等について」に定める書類等を提出していただく必要があります。

事故時のお手続きや必要な書類等については、「普通保険約款・特約」をご参照ください。

## 2 契約取扱者の権限

[注意喚起情報](#)

契約取扱者が取扱代理店の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店と契約され、有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

## 3 個人情報の取扱い

[注意喚起情報](#)

【個人情報の利用目的について】

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

① 当社およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
② 提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保険医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

#### ●契約等の情報交換について

当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

#### ●再保険について

当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページをご覧ください。

<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

## 4 お車を新たに購入し、初めて加入する自動車保険契約について

ワンデーサポーターを5回以上契約し無事故の場合（※1）、ワンデーサポーター契約の記名被保険者と同一の方を記名被保険者とする当社の自動車保険（※2）に初めて加入する際、24時間自動車保険無事故割引を適用します。

（※1）始期日の前日から過去3年間に満期日のあるワンデーサポーターの契約回数が5回以上で、かつ事故が発生していない場合をいいます。

（※2）主な適用条件は以下のとおりです。

- ①前契約のない6等級（S）または7等級（S）のノンフリート契約であること
- ②ご契約のお車の用途車種が以下のいずれかであること

- ・自家用普通乗用車 ・自家用小型乗用車
- ・自家用軽四輪乗用車 ・自家用小型貨物車
- ・自家用軽四輪貨物車
- ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
- ・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
- ・特種用途自動車（キャンピング車）

#### 【適用等級別の割引率】

ワンデーサポーター契約の契約回数	6等級（S）	7等級（S）
5～9回	8%	2%
10～19回	15%	4%
20回以上	20%	5%

## 5 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ② 保険契約者、被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 等

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

## 6 保険会社破綻時の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

## 7 電話での申込み手続きについて

ワンデーサポーターは、お電話によるお申込みはできませんのでご了承ください。